

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われるこ
とがある旨の告示(経営流通課)

種畜証明書の交付(畜産課)

種畜証明書の有効期限の延長()

定期種畜検査の実施()

漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正
(水産課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

告 示

鳥取県告示第二百七十五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであ
るので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年
法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成十年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	株式会社サンマートと和光	届出に係る建物の名称	丸合弓ヶ浜店	届出に係る建物の所在地	米子市夜見町三〇七七―一七ほか
株式会社でない	ハウジングランドでない 新倉吉中央店(別館)				倉吉市米田町二丁目五三一―ほか

鳥取県告示第二百七十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を
次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成十年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種 畜 証 明 書 番 号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称
					父	母		
平9 鳥取県臨 第4号	第2 華鶴	黒毛 和種	平成8年 10月28日	東伯郡 東伯町	糸北鶴	いわはな 1	1級	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験 場
平9 鳥取県臨 第5号	福安 鶴	〃	平成9年 3月7日	東伯郡 赤碕町	安福165 の9	2いとに しまつ1	〃	〃

鳥取県告示第二百七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成九年度定期種畜検査を受けた種畜の現在交付されている種畜証明書の有効期限については、当該種畜に係る平成十年度定期種畜検査の日まで延長した旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十八号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成十年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成十年五月七日 午前十時	八頭郡河原町大字北村 鳥取放牧場兵田分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
平成十年五月七日 午後一時	東伯郡赤碕町大字湯坂 中央家畜市場	〃
平成十年五月七日 午後三時	東伯郡赤碕町大字出上 家畜改良センター鳥取牧場	〃
平成十年五月八日 午前十時	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	〃

平成十年五月八日 午後一時	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	〃
平成十年五月八日 午後三時	東伯郡赤碕町大字松谷 鳥取県畜産試験場	〃

鳥取県告示第二百七十九号

平成九年九月鳥取県告示第六百四十七号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正し、平成十年四月一日から適用する。

平成十年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中

賀露加入区	賀露漁業協同組合の区域
酒津加入区	酒津漁業協同組合の区域
浜村加入区	浜村漁業協同組合の区域
夏泊加入区	夏泊漁業協同組合の区域
青谷加入区	青谷町漁業協同組合の区域

を

鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区	鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区
鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区	鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区
鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区	鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区
鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区	鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区

漁業協同組合の区 旧賀露漁業協同組	漁業協同組合の区 旧酒津漁業協同組	漁業協同組合の区 旧浜村漁業協同組	漁業協同組合の区 旧夏泊漁業協同組	漁業協同組合の区 旧青谷町漁業協同組
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

に改め、二の表中

鳥取中央賀露加入区	鳥取中央酒津加入区	鳥取中央浜村加入区	鳥取中央夏泊加入区
鳥取中央漁業協同組合の区 域のうち旧賀露漁業協同組 合の区域	鳥取中央漁業協同組合の区 域のうち旧酒津漁業協同組 合の区域	鳥取中央漁業協同組合の区 域のうち旧浜村漁業協同組 合の区域	鳥取中央漁業協同組合の区 域のうち旧夏泊漁業協同組 合の区域

に改める。

賀露加入区	酒津加入区	浜村加入区	夏泊加入区
賀露漁業協同組合の区域	酒津漁業協同組合の区域	浜村漁業協同組合の区域	夏泊漁業協同組合の区域

を

鳥取県告示第二百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年四月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
ミュージカル「蜘蛛女のキス」	平成十年六月二十四日	鳥取県立県民文化会館 大ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 神 崎 智 司

三 委任期間

平成十年四月十一日から同年六月二十五日まで